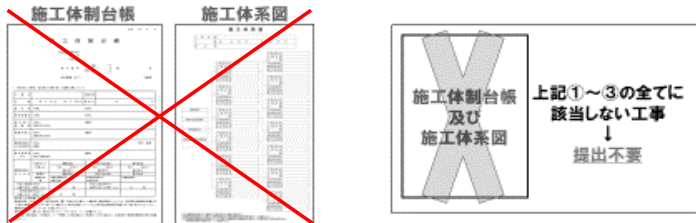
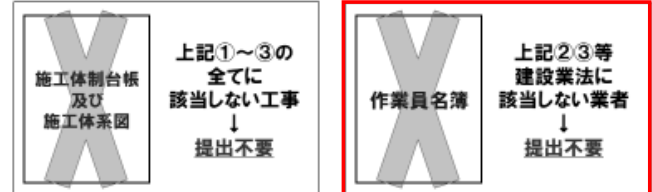







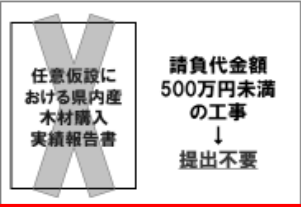

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン（新旧対照表）

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
<p align="center">「施工体制台帳」、「施工体系図」の提出が必要な工事について</p> <p>以下の①～③の場合、受注者は「施工体制台帳」及び「施工体系図」の提出が必要です。</p> <p>①下請契約を締結（建設業者） ②交通誘導警備員を配置（警備業者） ③土砂等を運搬する大型自動車を配置（運搬業者）</p>  <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の3及び4の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>2. 施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の3及び4の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>4. 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p align="right">3</p>	<p align="center">「施工体制台帳」、「施工体系図」の提出が必要な工事について</p> <p>以下の①～③の場合、受注者は「施工体制台帳」及び「施工体系図」の提出が必要です。</p> <p>①下請契約を締結（建設業者） ②交通誘導警備員を配置（警備業者） ③土砂等を運搬する大型自動車を配置（運搬業者）</p> <p>※②③の作業員名簿は、建設業法に該当しないため、提出不要</p>  <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の3及び4の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>2. 施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の3及び4の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>4. 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p align="right">3</p>	<p>記載の追加・削除 （施工体制台帳改定に伴う）</p>
<p align="center">「安全訓練」に関する提出書類について</p> <p>● 施工計画書を提出する工事、又は監督員が特に指示する工事 → 「安全訓練等実施計画書」を監督員に提出</p> <p>● 監督員が請求する工事 → 「安全訓練等実施報告書」を監督員に提示 （※提出不要）</p> <p>※なお、安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育等の安全対策実施記録は任意提出</p>  <p>安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育に関する安全対策実施記録 ↓ ※実施した記録があれば 工事成績評価に反映されます。</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-35 工事中の安全確保</p> <p>17. 安全教育・訓練等の実施計画 受注者は、工事着手前に工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、施工計画書を提出する工事又は監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。</p> <p>18. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p align="right">6</p>	<p align="center">「安全訓練」に関する提出書類について</p> <p>● 施工計画書を提出する工事、又は監督員が特に指示する工事 → 「安全訓練等実施計画書」を監督員に提出</p> <p>● 監督員が請求する工事 → 「安全訓練等実施報告書」を監督員に提示 （※提出不要）</p> <p>※安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育等の安全対策実施記録は工事成績評価を行う工事のみ任意提出</p>  <p>安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育に関する安全対策実施記録 ↓ ※実施した記録があれば 工事成績評価に反映されます。</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-35 工事中の安全確保</p> <p>17. 安全教育・訓練等の実施計画 受注者は、工事着手前に工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、施工計画書を提出する工事又は監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。</p> <p>18. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p align="right">6</p>	<p>記載の変更 （土木工事主要提出書類チェックリスト改定に伴う）</p>



徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン（新旧対照表）

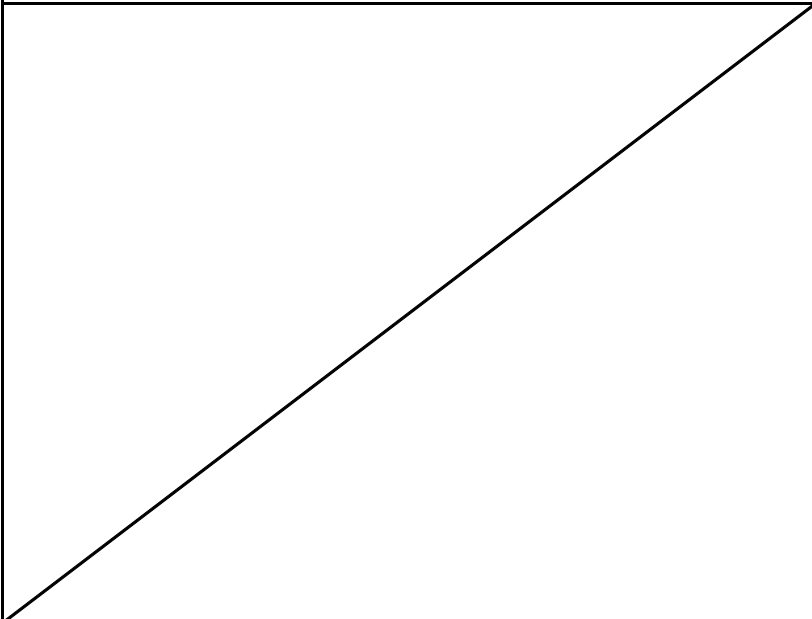
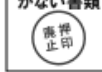



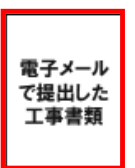

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
<p style="text-align: center;">工事写真を省略できる場合について</p> <p style="text-align: center;">以下のケース①～③の場合、工事写真は省略可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース①品質証明書がある場合</p> <p>公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合</p> <p>↓</p> <p>品質管理写真の撮影を省略可能</p> <p style="text-align: center;">品質管理写真</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース②完成後測定可能な部分</p> <p>完成後測定可能な部分</p> <p>↓</p> <p>出来形管理状況(形状寸法、数量)のわかる写真を縮小ごとに1回撮影でよい</p> <p style="text-align: center;">出来形管理写真</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース③監督員等が臨場時</p> <p>監督員または現場技術員が臨場して段階確認した場合</p> <p>↓</p> <p>臨場時に撮影した写真を出来形管理写真としてよい</p> <p>※別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略可能</p> <p style="text-align: center;">出来形管理写真</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">徳島県土木工事施工管理基準(案) 10.写真管理基準 4.写真の省略</p> <p style="font-size: x-small;">工事写真は次の場合は省略できるものとする。</p> <p>(1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。</p> <p>(2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況(形状寸法、数量)のわかる写真を縮小ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。</p> <p>(3)監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真としてよいものとし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略することができる。</p> <p style="text-align: right;">9</p>	<p style="text-align: center;">工事写真を省略できる場合について</p> <p style="text-align: center;">以下のケース①～③の場合、工事写真は省略可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース①品質証明書がある場合</p> <p>公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合</p> <p>↓</p> <p>品質管理写真の撮影を省略可能</p> <p style="text-align: center;">品質管理写真</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース②完成後測定可能な部分</p> <p>完成後測定可能な部分</p> <p>↓</p> <p>出来形管理状況(形状寸法、数量)のわかる写真を縮小ごとに1回撮影でよい</p> <p style="text-align: center;">出来形管理写真</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>ケース③監督員等が臨場時</p> <p>監督員、現場補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所</p> <p>↓</p> <p>出来形管理写真を省略</p> <p>※臨場時の状況写真は不要</p> <p style="text-align: center;">出来形管理写真</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px; border: 1px solid red; padding: 2px;">★徳島県土木工事施工管理基準(案)の一部(10.写真管理基準 4.写真の省略(3))を改定(令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用)</p> <p style="font-size: x-small;">徳島県土木工事施工管理基準(案) 10.写真管理基準 4.写真の省略</p> <p style="font-size: x-small;">工事写真は次の場合は省略できるものとする。</p> <p>(1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。</p> <p>(2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況(形状寸法、数量)のわかる写真を縮小ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。</p> <p>(3)監督員、現場補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</p> <p style="text-align: right;">9</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">記載の追加・変更 (徳島県土木工事施工管理基準(案)の一部改定に伴う)</p>
<p style="text-align: center;">レディーミクストコンクリートを用いる場合の提出書類について</p> <p>受注者が、「マル適マーク使用承認工場」を選定し、その工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、使用前に監督員に提出が必要な書類は、以下の①～③である。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①生コンクリート使用承諾願</p> <p>②レディーミクストコンクリート配合計画書</p> <p>③品質管理監査合格証の写し</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 80%; font-size: small;"> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書 コンクリート用化学混和剤試験結果報告書 セメント試験成績表 骨材試験成績表 水質試験報告書 JISマーク表示制度認証書 日本工業規格適合性認証書 等</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; font-size: x-small;">→提出不要</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">★「マル適マーク使用承認工場」とは？ 全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場</p> <p style="text-align: right;">13</p>	<p style="text-align: center;">レディーミクストコンクリートを用いる場合の提出書類について</p> <p>受注者が、「マル適マーク使用承認工場」を選定し、その工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、使用前に監督員に提出が必要な書類は、以下の①～③である。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①材料使用承諾願</p> <p>②レディーミクストコンクリート配合計画書</p> <p>③品質管理監査合格証の写し</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 80%; font-size: small;"> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書 コンクリート用化学混和剤試験結果報告書 セメント試験成績表 骨材試験成績表 水質試験報告書 JISマーク表示制度認証書 日本工業規格適合性認証書 等</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; font-size: x-small;">→提出不要</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">★「マル適マーク使用承認工場」とは？ 全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場</p> <p style="text-align: right;">13</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">記載の変更 (土木工事提出書類改定に伴う)</p> <p style="font-size: small;">【補足】 工事提出書類の簡素化の観点から、以下の書類を改定及び廃止(改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「材料使用承諾願」の様式を変更(生コンクリートと木材を追加) ・「木材使用実績報告書」を「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」に変更(廃止) ・生コンクリート使用承諾願 ・木材使用承諾願 ・建設資材使用実績報告書

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン（新旧対照表）

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
<p>「建設資材使用実績報告書」の提出が必要な工事について</p> <p>当初請負代金額500万円以上の工事については「建設資材使用実績報告書」の提出が必要</p> <p>建設資材使用実績報告書</p> <p>数量の欄には、実績数量（変更設計後の数量）を記載</p>  <p>建設資材使用実績報告書</p> <p>当初請負代金額500万円未満の工事 ↓ 提出不要</p> <p>※県内産資材の原則使用について、県の施策として取り組んでおり、使用率について確認するために必要な書類ですので、提出をお願いします。</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 2-1-3-1 県内産資材の原則使用 3 建設資材使用実績報告書 受注者は、当初請負代金額が500万円以上の工事において、工事しゅん工機査請求書提出時まで、「建設資材使用実績報告書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">14</p>	<p>削除</p>	<p>記載の削除 （土木工事提出書類改定に伴う）</p>
<p>「木材使用実績報告書」の提出が必要な工事について</p> <p>当初請負代金額500万円以上の工事については、「木材使用実績報告書」の提出が必要</p> <p>木材使用実績報告書</p>  <p>木材使用実績報告書</p> <p>当初請負代金額500万円未満の工事 ↓ 提出不要</p> <p>※県産木材の積極的な利用について、県の施策として取り組んでおり、県産木材の使用率について確認するために必要な書類ですので、提出をお願いします。</p> <p>★木材利用換算表の作成・公表 （令和元年7月にHP「土木工事提出書類について」内の「土木工事主要提出書類（施工管理）」に公開） ・受注者の入力の負担軽減を図るよう「木材利用換算表」を作成・公表しています。 ・「木材利用換算表」は木材製品の実数量から体積(m³)に換算するための表です。 ・受注者は「木材利用換算表」を確認し、木材の体積を入力してください。</p>  <p style="text-align: right;">15</p>	<p>「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負代金額500万円未満の工事 → 提出不要 ● 請負代金額500万円以上、かつ 工事成績評定を行う工事 → 任意提出  <p>任意仮設における県内産木材購入実績報告書</p> <p>請負代金額500万円未満の工事 ↓ 提出不要</p> <p>※徳島県では、県の施策として県産木材の利用促進に取り組んでいます。工事看板・バリケード等については、県産木材を優先して使用するよう努めてください。</p> <p>★木材利用換算表の作成・公表 （県HP「土木工事主要提出書類（施工管理）」に公開） ・受注者の入力の負担軽減を図るよう「木材利用換算表」を作成・公表しています。 ・「木材利用換算表」は木材製品の実数量から体積(m³)に換算するための表です。 ・受注者は「木材利用換算表」を確認し、木材の体積を入力してください。</p>  <p style="text-align: right;">14</p>	<p>記載の変更 （土木工事提出書類改定に伴う）</p>

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
<p>出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について</p> <p>「徳島県土木工事施工管理基準(案)出来形管理基準及び規格値」に記載された工種及び測定項目毎に、測定点(※)が6以上ある測定項目について、「工程能力図」が提出された場合、出来形の測定値に関するばらつきの判断について、工事成績評定に反映されます。</p> <p>なお、「工程能力図」が不要な測定項目については、以下を参照してください。</p> <p>★工程能力図が不要な測定項目 ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要</p> <p>【出来形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる工種(及び副工種)以外の工種における測定項目 ・出来形管理基準の「工種ごと・測定項目ごと」に見て、測定点が5以下の測定項目 ・基礎砕石、均しコンクリートにおける測定項目 ・隣接する既設構造物により設計値が定まる測定項目(例:両側に既設構造物がある舗装工の幅) ・規格値が「設計値以上」となっている場合等、規格値の50%(80%)を設定できない測定項目 ・施工後の実測値を設計値に反映した測定項目 ・既製型枠を使用した工種(例:根固めブロック)における構造寸法に係る測定項目 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリートの品質(圧縮強度・空気量・スランプ等) <p>※測定点について 徳島県土木工事出来形管理基準(案)で定められた測定箇所(詳細は次頁参照)で測定された点のこと。</p> <p>17</p>	<p>出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について(1/2)</p> <p>「徳島県土木工事施工管理基準(案)出来形管理基準及び規格値」に記載された工種及び測定項目毎に、測定点(※)が6以上ある測定項目について、「工程能力図」が提出された場合、出来形の測定値に関するばらつきの判断について、工事成績評定に反映されます。</p> <p>なお、「工程能力図」が不要な測定項目については、以下を参照してください。</p> <p>★工程能力図が不要な測定項目 ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要</p> <p>【出来形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる工種(及び副工種)以外の工種における測定項目 ・出来形管理基準の「工種ごと・測定項目ごと」に見て、測定点が5以下の測定項目 ・基礎砕石、均しコンクリートにおける測定項目 ・隣接する既設構造物により設計値が定まる測定項目(例:両側に既設構造物がある舗装工の幅) ・規格値が「設計値以上」となっている場合等、規格値の50%(80%)を設定できない測定項目 ・施工後の実測値を設計値に反映した測定項目 ・既製型枠を使用した工種(例:根固めブロック)における構造寸法に係る測定項目 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリートの品質(圧縮強度・空気量・スランプ等) <p>※測定点について 徳島県土木工事出来形管理基準(案)で定められた測定箇所(詳細は次頁参照)で測定された点のこと。</p> <p>16</p>	<p>備考</p> <p>記載の追加</p>
<p>対角線</p>	<p>出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について(2/2)</p> <p>測定項目の規格値が下限値のみの場合のばらつきの考え方は、下限値と同様の値があるものと仮定し、ばらつきの%(パーセント)を考慮する。 ※規格値が上限値のみの場合も同様。</p> <p>★出来形及び品質のばらつきの考え方[工程能力図の場合]</p> <p>【下限値のみの場合】</p> <p>出典:「徳島県工事成績表の調査項目別運用表(土木)」の別紙-4(土木工事)</p> <p>※仮想の上限值(又は下限値)のない工程能力図が提出された場合、ばらつきで判断不可能として評定されますので、不明な点については、監督員に相談してください。</p> <p>17</p>	<p>備考</p> <p>記載の追加</p>

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
<p align="center">「休日・夜間作業届」の提出時期について</p> <p>「休日・夜間作業届」については、提出時期を定めておらず、一定の期間（例えば1ヶ月）の予定を事前に提出することも可能</p> <p>★提出時期を見直すことによる効果 「休日・夜間作業届」の提出時期を週毎から月毎に変更することで、1月当たりの書類作成等の作業が4回必要であったのが、1回に低減できる。</p> <p>書類作成+提出（又はメール送付）の回数 提出時期：1週間毎 → 提出時期：1ヶ月毎 N=4回/月 → N=1回/月</p>  <p>※なお、徳島県では「担い手確保モデル工事」を一部工事で試行するなど、建設現場の週休2日確保の取組を推進してまいります！</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-45 施工時間及び施工時間の変更 2 休日又は夜間の作業連絡 ※注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。</p> <p align="right">22</p>	<p align="center">「休日・夜間作業届」の提出時期について</p> <p>「休日・夜間作業届」については、提出時期を定めておらず、一定の期間（例えば1ヶ月）の予定を事前に提出することも可能</p> <p>★提出時期を見直すことによる効果 「休日・夜間作業届」の提出時期を週毎から月毎に変更することで、1月当たりの書類作成等の作業が4回必要であったのが、1回に低減できる。</p> <p>書類作成+提出（又はメール送付）の回数 提出時期：1週間毎 → 提出時期：1ヶ月毎 N=4回/月 → N=1回/月</p>  <p>※なお、徳島県では「担い手確保モデル工事」を一部工事で試行するなど、建設現場の週休2日確保の取組を推進してまいります！</p> <p>★様式を簡素化 「作業人数」「主要機械等」「作業理由」の項目を削除しました。 （令和3年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用）</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-45 施工時間及び施工時間の変更 2 休日又は夜間の作業連絡 ※注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。</p> <p align="right">22</p>	<p>記載の追加 （電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領改定に伴う）</p>
<p align="center">請負代金額500万未満の工事で提出が不要となる書類について</p> <p>以下の書類は提出が不要</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建設リサイクル法第12条関係様式（説明書） ②建設リサイクル法第13条関係様式（分別解体等の方法等） ③工事実績データの登録（CORINS登録システム） <ul style="list-style-type: none"> ・登録のための確認のお願い ・登録内容確認書 ④建設資材使用実績報告書 ⑤木材使用実績報告書 <p align="right">24</p>	<p align="center">請負代金額500万未満の工事で提出が不要となる書類について</p> <p>以下の書類は提出不要</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建設リサイクル法第12条関係様式（説明書） ②建設リサイクル法第13条関係様式（分別解体等の方法等） ③工事実績データの登録（CORINS登録システム） <ul style="list-style-type: none"> ・登録のための確認のお願い ・登録内容確認書 ④任意仮設における県内産木材購入実績報告書 ⑤トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用報告書 ⑥徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書 <p align="right">24</p>	<p>記載の変更 （土木工事主要提出書類チェックリスト改定に伴う）</p>

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考
	<p style="text-align: center;">工事関係書類の押印廃止について</p> <p>一部の工事関係書類(契約書等)を除き、押印は不要(押印廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式に「印」の明記がない工事関係書類 → 押印不要 ・様式に押印欄がある工事関係書類 → 押印不要 (各種様式及び土木工事主要提出書類チェックリスト参照) <p>※押印しないことを強制するものでないため、押印されていても従来のとおり受け付けます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「印」の明記がない書類</p>  <p>→押印不要 (※住所、氏名等は印字)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表 ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書 ・主任技術者兼務届 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>押印欄がある書類</p>  <p>→押印不要 (※名字を印字又は手書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事打合せ簿 ・段階確認書 ・工事履行報告書 等 </div> </div> <p style="text-align: center;">※情報共有システムを活用する工事については、従来のとおり情報共有システムにより処理を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">27</p>	<p>記載の追加 (工事関係書類の押印廃止に伴う)</p>
<p>「電子メールで提出した工事書類」の再提出(紙媒体の提出)について</p> <p>「電子メールで提出した工事書類」は、印刷したものの再度提出は不要 ただし、電子メールで提出した工事打合せ簿等については電子納品が必要 (徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>電子メールで提出した工事書類</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>紙媒体の提出</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電子メールを活用可能な工事書類 以下に示す書類及び受発注者双方が承諾した書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事打合せ簿(提出・報告・通知・指示) (2) 休日・夜間作業届 (3) 工事履行報告書 (4) 工事実績データ(登録のための確認のお願い、登録内容確認書) (5) 再生資源利用実施書 (6) 再生資源利便促進実施書 <li style="border: 1px solid red;">(7) 建設資材使用実績報告書 <li style="border: 1px solid red;">(8) 木材使用実績報告書 <li style="border: 1px solid red;">(9) 徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書 <p>※出典:「電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領」</p> <p style="text-align: right;">27</p> </div>	<p>「電子メールで提出した工事書類」の再提出(紙媒体の提出)について</p> <p>「電子メールで提出した工事書類」は、印刷したものの再度提出は不要 ただし、電子メールで提出した工事打合せ簿等については電子納品が必要 (徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>電子メールで提出した工事書類</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>紙媒体の提出</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電子メールを活用可能な工事書類 以下に示す書類及び受発注者双方が承諾した書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事打合せ簿(提出・報告・通知・指示) (2) 休日・夜間作業届 (3) 工事履行報告書 (4) 工事実績データ(登録のための確認のお願い、登録内容確認書) (5) 再生資源利用実施書 (6) 再生資源利便促進実施書 <li style="border: 1px solid red;">(7) 任意仮設における県内産木材購入実績報告書 <li style="border: 1px solid red;">(8) 徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書 <li style="border: 1px solid red;">(9) その他受発注者間の協議により対象とした書類 <p>※出典:「電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領」</p> <p style="text-align: right;">28</p> </div>	<p>記載の変更 (電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領改定に伴う)</p>

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考																						
<p>「書類の提出期間」の見直しについて</p> <p>以下の書類の提出期間について、「契約締結後(又は変更日から)土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更する」(※工事履行報告書は、翌月の10日まで)</p> <p>■提出期間を変更する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表 ・現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書(※1) ・低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書(※2) ・着手予定届 ・技術者台帳 ・施工体制台帳の写し ・施工体系図の写し ・再下請負通知書の写し ・工事履行報告書 <p>(※1)の書類(当初)は、総合評価落札方式の場合を除く。 (※2)の書類(当初)は除く。</p> <p>■適用時期 令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用</p> <p style="text-align: right;">28</p>	<p>「書類の提出期間」の見直しについて</p> <p>以下の書類の提出期間は、「契約締結後(又は変更日から)土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内である」(※工事履行報告書は、翌月の10日まで)</p> <p>■提出期間を変更する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表 ・現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書(※1) ・低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書(※2) ・着手予定届 ・技術者台帳 ・施工体制台帳の写し ・施工体系図の写し ・再下請負通知書の写し ・工事履行報告書 <p>(※1)の書類(当初)は、総合評価落札方式の場合を除く。 (※2)の書類(当初)は除く。</p> <p>■適用時期 令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用</p> <p style="text-align: right;">29</p>	<p>備考</p> <p>記載の変更</p>																						
<p>「土木工事主要提出書類チェックリスト」について</p> <p>主要な提出書類について、以下の内容を整理し、一覧表にまとめたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の様式の有無 ・提出、提示時期 ・対象工事 ・受注者へ提出、提示 等 <p>土木工事主要提出書類チェックリスト</p> <table border="1" data-bbox="134 1037 896 1244"> <thead> <tr> <th>提出書類等</th> <th>様式の有無</th> <th>提出・提示時期</th> <th>対象工事</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 建設資材使用実績報告書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提出</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載例</p> <p>書類を提出する必要がある工事内容について記載</p> <p>書類の提出・提示時期を記載</p> <p>様式の有無 ○：異様式有り</p> <p>※土木工事主要提出書類チェックリストを参考に、提出書類を作成してください。</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-27 工事完成図書等の納品 1.工事完成図書等の納品 (1)受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類(土木工事主要提出書類チェックリストを参考)を監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">30</p>	提出書類等	様式の有無	提出・提示時期	対象工事	受注者	25 建設資材使用実績報告書	○	○	○	提出	<p>「土木工事主要提出書類チェックリスト」について</p> <p>主要な提出書類について、以下の内容を整理し、一覧表にまとめたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の様式の有無 ・ハンコレス(押印を廃止した提出書類) ・提出、提示時期 ・対象工事 ・受注者へ提出、提示 等 <p>土木工事主要提出書類チェックリスト</p> <table border="1" data-bbox="940 1037 1702 1244"> <thead> <tr> <th>提出書類等</th> <th>ハンコレス</th> <th>様式の有無</th> <th>提出・提示時期</th> <th>対象工事</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 工事完了図書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提出</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載例</p> <p>押印を廃止した書類</p> <p>書類を提出する必要がある工事内容について記載</p> <p>書類の提出・提示時期を記載</p> <p>様式の有無 ○：異様式有り</p> <p>※土木工事主要提出書類チェックリストを参考に、提出書類を作成してください。</p> <p>徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-27 工事完成図書等の納品 1.工事完成図書等の納品 (1)受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類(土木工事主要提出書類チェックリストを参考)を監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">31</p>	提出書類等	ハンコレス	様式の有無	提出・提示時期	対象工事	受注者	15 工事完了図書	○	○	○	○	提出	<p>備考</p> <p>記載の追加・変更 (土木工事主要提出書類チェックリスト改定に伴う)</p>
提出書類等	様式の有無	提出・提示時期	対象工事	受注者																				
25 建設資材使用実績報告書	○	○	○	提出																				
提出書類等	ハンコレス	様式の有無	提出・提示時期	対象工事	受注者																			
15 工事完了図書	○	○	○	○	提出																			

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン（新旧対照表）

旧（令和2年7月版）	新（令和3年10月版）	備考																																																																																
<p>「雇用関係確認のための書類」の提出について</p> <p>技術者等の雇用関係を確認する資料(健康保険証の写し等)は提出ではなく提示としている。 ※ただし、低入札工事の専任配置技術者の雇用関係確認資料等の一部例外あり</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>技術者等の雇用関係を 確認する資料 (健康保険証の写し等)</p> <p>提示(※提出は不要)</p> </div> <p style="text-align: center;">雇用関係を確認する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>種類</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>従業員本人</td> <td>全国健康保険協会 健康保険組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票</td> <td>所得税法</td> <td>従業員本人</td> <td>建設業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td>建設業者</td> <td>全国健康保険協会 健康保険組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>建設業者</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国家資格者等及び監理技術者 一覧表</td> <td>建設業法</td> <td>国土交通省 建設局</td> <td>建設業者</td> <td>建設業許可申請</td> </tr> <tr> <td>技術職員名簿</td> <td>建設業法</td> <td>国土交通省 建設局</td> <td>建設業者</td> <td>建設業許可申請</td> </tr> <tr> <td>雇用保険被保険者証</td> <td>雇用保険法</td> <td>建設業者</td> <td>公共職業安定所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※出典：現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル</p> <p style="text-align: right;">31</p>	書類	種類	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合		源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者		健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合		住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村		国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請	技術職員名簿	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請	雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所		<p>「雇用関係確認のための書類」の提出について</p> <p>技術者等の雇用関係を確認する資料(健康保険証の写し等)は提出ではなく提示としている。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>技術者等の雇用関係を 確認する資料 (健康保険証の写し等)</p> <p>→提示(※提出は不要)</p> </div> <p style="text-align: center;">雇用関係を確認する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>種類</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>従業員本人</td> <td>全国健康保険協会 健康保険組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票</td> <td>所得税法</td> <td>従業員本人</td> <td>建設業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td>建設業者</td> <td>全国健康保険協会 健康保険組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>建設業者</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国家資格者等及び監理技術者 一覧表</td> <td>建設業法</td> <td>国土交通省 建設局</td> <td>建設業者</td> <td>建設業許可申請</td> </tr> <tr> <td>技術職員名簿</td> <td>建設業法</td> <td>国土交通省 建設局</td> <td>建設業者</td> <td>建設業許可申請</td> </tr> <tr> <td>雇用保険被保険者証</td> <td>雇用保険法</td> <td>建設業者</td> <td>公共職業安定所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※出典：現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル</p> <p style="text-align: right;">32</p>	書類	種類	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合		源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者		健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合		住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村		国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請	技術職員名簿	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請	雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所		<p style="text-align: center;">記載の削除</p>
書類	種類	所有者	作成者	備考																																																																														
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合																																																																															
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者																																																																															
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合																																																																															
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村																																																																															
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請																																																																														
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請																																																																														
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所																																																																															
書類	種類	所有者	作成者	備考																																																																														
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合																																																																															
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者																																																																															
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合																																																																															
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村																																																																															
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請																																																																														
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 建設局	建設業者	建設業許可申請																																																																														
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所																																																																															
<p>関係基準等の保存場所(県HP)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運用 概要など</th> <th>県HP公開</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳島県土木工事共通仕様書</td> <td>各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040</td> </tr> <tr> <td>徳島県土木工事施工管理基準(案)</td> <td>土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198</td> </tr> <tr> <td>土木工事主要提出書類</td> <td>契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工事主要提出書類チェックリスト等</td> <td>提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237</td> </tr> <tr> <td>電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領</td> <td>土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル</td> <td>建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222</td> </tr> <tr> <td>徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)</td> <td>設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144</td> </tr> <tr> <td>工事成績評定において確認する書類一覧表</td> <td>工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5029254</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">35</p>	名 称	運用 概要など	県HP公開	徳島県土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040	徳島県土木工事施工管理基準(案)	土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198	土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。		土木工事主要提出書類チェックリスト等	提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237	電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領	土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。		現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222	徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144	工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5029254	<p>関係基準等の保存場所(県HP)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運用 概要など</th> <th>県HP公開</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳島県土木工事共通仕様書</td> <td>各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040</td> </tr> <tr> <td>徳島県土木工事施工管理基準(案)</td> <td>土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198</td> </tr> <tr> <td>土木工事主要提出書類</td> <td>契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工事主要提出書類チェックリスト等</td> <td>提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237</td> </tr> <tr> <td>電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領</td> <td>土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル</td> <td>建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222</td> </tr> <tr> <td>徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)</td> <td>設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144</td> </tr> <tr> <td>工事成績評定において確認する書類一覧表</td> <td>工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。</td> <td>https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5037327</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">36</p>	名 称	運用 概要など	県HP公開	徳島県土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040	徳島県土木工事施工管理基準(案)	土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198	土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。		土木工事主要提出書類チェックリスト等	提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237	電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領	土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。		現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222	徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144	工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5037327	<p style="text-align: center;">記載の変更</p>																										
名 称	運用 概要など	県HP公開																																																																																
徳島県土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040																																																																																
徳島県土木工事施工管理基準(案)	土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198																																																																																
土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。																																																																																	
土木工事主要提出書類チェックリスト等	提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237																																																																																
電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領	土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。																																																																																	
現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222																																																																																
徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144																																																																																
工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5029254																																																																																
名 称	運用 概要など	県HP公開																																																																																
徳島県土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上りの程度、施工方法等工事を実施する上で必要な技術的要素、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2016062900_040																																																																																
徳島県土木工事施工管理基準(案)	土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2012031500_198																																																																																
土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から発注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主要な書類をまとめたもの。																																																																																	
土木工事主要提出書類チェックリスト等	提出書類について時系列や分種毎に整理し、提出時期や対象工事等を記載したものを。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009091500_237																																																																																
電子メール等を用いた工事書類提出等に関する実施要領	土木工事における、電子メール等を用いた工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。																																																																																	
現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な構成及び運用を定め、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する関や県からの通知、発注要領、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2013121000_222																																																																																
徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等についてまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/2009102700_144																																																																																
工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。	https://www.pref.tokushim.lg.jp/gyoshan/okata/kendozukuri/kensetsu/5037327																																																																																